

加入方法について

北九州市にお住まいの方

自治会経由でお申し込みの方

- 新規加入 加入をご希望される方は、お住まいの町内会へお申し出ください。
- 継続加入 申込書は町内会を通じてお届けします。

自治会経由以外でお申し込みの方

(住所地に町内会がない、年中途での加入等により個人でご加入の方)

- 新規加入 申込書は区役所・出張所・交通共済事務局にあります。
交通共済ホームページのお申し込み・お問い合わせメールフォーム
をご利用ください。後日、申込書を郵送します。
- 継続加入 申込書は8月中旬に郵送します。

※掛金等の払い込みは

北九州市内の西日本シティ銀行・福岡びびき信用金庫・北九州銀行・みずほ銀行の各支店
(手数料は無料です) または交通共済事務局へお願いします。

※郵便局・福岡銀行は利用できません。

北九州市以外(中間市・水巻町・芦屋町・遠賀町・岡垣町・行橋市・苅田町・みやこ町)
にお住まいの方 お住まいの市役所・町役場にてお申し込みください。

共済金の請求方法について

治療が終わりましたら、提出書類をそろえて、下記の請求先で手続きをしてください。

○提出していただく書類

① 交通災害共済契約書兼領収書

② 交通事故証明書(コピー可)

注)同乗者の場合、交通事故証明書にお名前の記載がない場合があります。
その際は、人身事故証明書入手不能理由書も提出していただきます。

③ 医師の診断書(コピー可)

注)診断書には、①傷病名②入院期間③通院期間と通院実日数
④病院名⑤医師の押印 が必要です。

④ 運転者の災害の場合は運転免許証のコピー

⑤ その他特に当組合が必要とする書類

⑥ 請求者の本人確認ができるものおよび印かん

⑦ 振込先の金融機関がわかるもの

※提出いただいた書類は原則お返ししません。 ※郵送での受け付けは行っていません。

共済金の請求期間は事故日から3年です!

交通災害を受けた日から起算して、3年を経過した場合は請求できませんのでご注意ください。

共済金の請求先

北九州市にお住まいの方

区役所総務企画課広報広聴係
または交通共済事務局

※死亡、重度障害の共済金のお手続きは、
交通共済事務局にお問い合わせのうえ
請求してください。

北九州市以外に お住まいの方

市役所・町役場の
交通共済担当課
または交通共済事務局

※詳細はホームページを参照ください。

! 自転車等の単独事故など、
どんな小さな事故でも **必ず**
警察へお届けください!

《交通災害共済の特徴》

年齢に関係なく小さな
お子さんから高齢者の方
までどなたでも入れる

加入にあたって
健康状態など
面倒な審査は一切なし

他の保険給付に
かわらず保障

共済金は一定の書類を
そろえるだけ
審査は簡単で支払いが早い

共済金は7日間以上の
入・通院でお支払い

共済制度により
お手軽な掛金で安心の保障

《交通災害共済Q&A》

加入・資格・出資金について

Q 契約開始後、区域外に転出した場合、
契約はどうなりますか。

A 契約満了日まで有効です。

Q 出資金は返してもらえますか。

A 組合を脱退された場合、請求に基づきお返しします。

共済金の請求について

Q 歩行中に誤って転んでケガをしました。
共済金支払いの対象になりますか。

A 交通事故ではないので、対象にはなりません。

Q 交通事故を起こし、相手を負傷させた場合、
共済金支払いの対象になりますか。

A 相手の負傷に対しては対象にはなりません。
加入者本人がケガ等をされたときに共済金が支払われます。

Q 共済金は治療中でも請求できますか。

A 請求できますが、できるだけケガが治ってから請求してください。
なお、共済金の請求期間は、事故日から3年です。



最高

120 年間掛金 1口 **500円**
万円保障

最高

1人3口 加入で **360万円**
保障!

北九州市民共済生活協同組合(交通共済)

〒805-0019 北九州市八幡東区中央二丁目1-1(レインボープラザ2階)

TEL 093-663-1113 FAX 093-671-5264

ホームページ <https://koutuu.main.jp/>

